

施策名【高校教育・高等教育】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事 業 数	事務事業	課	係	管理 方法	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	1.将来を担う人づくり	3.高校教育・高等教育	(1)	高校教育の充実							1132-1で実施
			(2)	将来を担う優秀な人材の育成	1132-1	1	奨学金貸与事業	学校教育課	総務係	通常	

令和 6 年度 事務事業評価シート (評価対象 令和 5 年度実施事業)

事業名	奨学金貸与事業			事務事業コード	1132-1
担当	学校教育 部	学校教育 課	総務 係	事業開始年度	平成 17 年度
事業の性質	義務的自治事務(不定型)	法定根拠	教育基本法第4条		
管理方法	通常				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市が直接実施 <input type="checkbox"/> 委託または指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金・負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

1. 事業概要「Plan(計画)」

総合計画上の位置付け	章	1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり
	節	1.将来を担うひとづくり
	施策	3.高校教育・高等教育
目的・成果	※わかりやすく簡潔に記載すること 修学の能力と意思がありながら、経済的理由により修学が困難な学生が望む高等教育を受けられている	
事業内容 (手段・方法など)	※活動内容や提供するサービスについて簡潔に記載すること ・「佐久市奨学基金に関する条例」及び「佐久市奨学資金の管理及び運営に関する規則」に基づき、奨学金(一般募集分・保育士募集分)の貸与を行う。 ・広報、ホームページでの情報発信、市内・近隣市町村の高等学校へ訪問し制度を周知。 ・貸与者が償還方法を選択するに際し、償還しやすい方法についての相談に対応。 ・口座振替による償還方法の推奨、滞納した場合の督促通知、電話連絡や戸別訪問による滞納整理、連帯保証人との電話連絡・戸別訪問での折衝をするなど、新たな滞納者を増やさない対策を講じる。 ・定住人口の創出に資するため、平成29年度の新規償還者から就業・市内居住等の一定要件を満たした場合、償還金の一部(1/3以内)を償還免除できる制度を開始。 ・市内の保育士不足を解消するため、令和3年度から指定保育士養成施設を卒業後、市指定保育施設就業・市内居住等の一定要件を満たした場合、償還金の全額償還免除できる制度を開始。	

2. 実施結果「Do(実施)」

単位(千円)

※事業実施年度までは決算、実施年度の翌年度は予算		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
コスト	事業費	54,185		37,666		31,492	
	人件費	0.70 人	4,795	0.70 人	5,089	0.70 人	5,089
	非常勤職員等	0 時間	0	486 時間	646	486 時間	646
	人件費合計	4,795		5,735		5,735	
	総事業費	58,980		43,401		37,227	
財源内訳	特定財源(国・県支出金等)	54,185		34,970		31,491	
	一般財源	4,795		8,431		5,736	
	財源合計	58,980		43,401		37,227	

令和 5 年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・償還金の償還一部(1/3以内)免除制度を対象者11名中2名が利用した。 ・奨学金制度及び償還金の一部(全部)免除制度の周知は、広報・ホームページ・SNSの情報発信に加え、高校生等に身近なSNSからの情報発信をした。 ・給付型奨学金制度の募集に向け、佐久近隣の高等学校に加え、上田小諸地域の高校へ情報交換・提供する機会を増やし、制度が広く周知されるよう努めた。 ・保育士修学資金の周知のため、佐久市近隣の高等学校、上田・小諸地域の高等学校に加え、県内の保育士養成施設へ情報提供し、制度が広く周知されるよう努めた。 ・保育士修学資金利用者2名が市内の保育施設に勤務し、償還金全額免除となった。
-----------------	---

活動指標	単位		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
奨学金貸与制度の 広報件数	件	実績	54	58	
		目標	54	54	58
	%	達成率	100	107.4	
成果指標	単位				
奨学金償還金の 収納率	人	実績	91	100	
		目標	92	92	98
	%	達成率	98.9	108.7	

3. 事業の分析「Check(評価)」

達成状況	達成度	<説明>
	達成	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)学生支援機構が事業展開する奨学金(無利子貸与型・給付型)制度の採択基準等の充実により、市の奨学金制度の利用者は昨年度に引き続き減少となった。 ・償還金の収納率については100%を達成した。
官民連携の 可能性	方法	<説明>
	市が実施する 必要がある	<p>本事業は将来を担う人材育成に関わる施策であり、修学的意思、能力がありながらも経済的理由から修学困難な学生へ学資を貸与することによって、修学機会を与えるための施策である。</p> <p>また、定住人口創出施策として無利息で利用しやすい本制度の維持提供のため、市の関与は必要である。</p>
事業の 課題		<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度利用希望者の動向に注視し、他の制度を参考に利用者増加に向けて制度設計の検討 ・償還金一部免除制度の利用者に対する、制度利用要件(住所・就業)に関わる追跡調査 ・新規滞納者の未然防止するため、早期の連絡・調整の実施 ・長期滞納者(償還期間経過者)へ通知・電話・戸別訪問等の対応充実 ・令和3年度新設の保育士修学資金の周知

4. 今後の方向性「Action(改善)」

所管課等としての評価

事業の 方向性	手法等の見直し	期間・時期	令和 年度 ~ 令和 年度
今後の 取組方針	<p><課題に対する解決策、取組み方針等を記載></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金については、令和6年度より、勤務地が市内に本社又は本店のある企業等に就職した場合は、現行の免除割合3分の1に6分の1を上乗せし、本制度の更なる利用促進を図ります。 ・例年、学生支援機構は予約採用説明会を6月下旬頃から開始しているため、本制度も募集要項策定を半年前倒し、早期に周知を始めることで、本制度の利用促進を図ります。 ・本制度は、入学決定後4月から申請可能であるが、早い段階から本市の制度へ興味を持ってもらうため、日本学生支援機構と同様に進学決定前に申請ができるような募集方法を検討し、令和7年度からの運用を目指します。 		